

令和4年度 長崎県親子でスマイル住宅支援事業

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに職住近接又は育住近接（3世代同居・近居を含む）をするための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します！

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援することで、出生率の向上や子育て環境の充実を図ります。



多子世帯



職住近接・育住近接（3世代同居・近居を含む）



対象者

(1)多子世帯

- ①同居する18歳未満の子が3人以上（妊娠中を含む）の世帯
- ②同居する18歳未満の子が2人で更なる妊娠・出産を希望する世帯

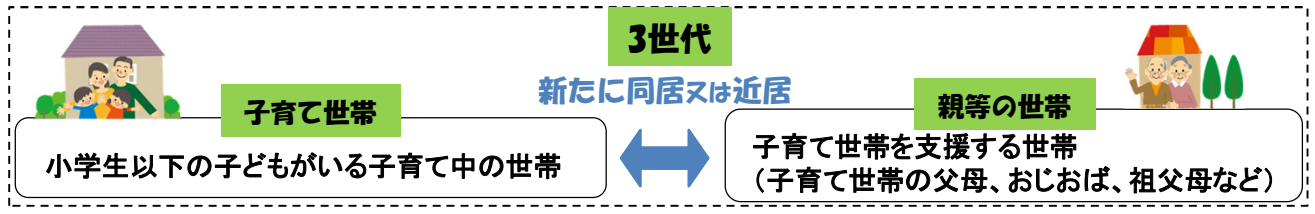


(2)新たに職住近接をする世帯

- 18歳未満の子のいる世帯（ひとり親世帯又は共働き世帯（予定を含む））で、
- ①親（夫婦のいずれか一方）が通う職場に近接した住宅に居住する世帯【R4新設】
※近接・・・通勤時間が従前より短くなるものに限ります。
 - ②転居した住宅に夫婦のいずれかの職場を設けて居住する世帯【R4新設】

(3)新たに育住近接をする世帯

- ①小学生以下の子がいる世帯（ひとり親世帯又は共働き世帯（予定を含む））で、保育園、幼稚園、小学校等に近接した住宅に居住する世帯【R4新設】
※近接・・・通学時間が従前より短くなるものに限ります。
- ②小学生以下の子がいる世帯で、新たに3世代で同居又は近居する世帯



補助メニュー・補助額

対象者	メニュー (補助金交付決定後に行う以下の内容が対象)	補助額*7
多子世帯	①中古住宅を取得 ②取得時のリフォーム工事*4*5	補助率1/5 (上限40万円*8) ※対象経費の合計に対して
職住近接・育住近接*1 (3世代同居・近居を含む)*2*3	①中古住宅を取得 ②転居時のリフォーム工事*4*5*6	

※1 近接の範囲は、従前より通勤・通学時間が短くなるもののほか、地域の実情に合わせ各市町が定める場合があります。

※2 令和4年3月31日以前に同居・近居している場合は、補助の対象になりません。

※3 近居の範囲は、地域の実情に合わせ各市町が定めます。(例、同一小学校区内に3世代が近居するなど)

※4 リフォーム工事については、県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人が施工するものに限りです。

※5 対象となる工事は、①間取りの変更等 ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設 ③バリアフリー改修

④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修 ⑤浄化槽の設置・入れ替え で、性能向上に資するものです。

※6 職住近接で、親（夫婦のいずれか一方）の職場を住宅に設ける場合は、職場となる部分の改修工事費（※5）も対象となります。【R4新設】

※7 災害リスクの高いエリア（土砂災害特別警戒区域）内にある住宅は、補助の対象になりません。【R4新設】

※8 申請者が「子育て応援団体」に所属している場合は、補助額の上限が44万円となる場合があります（詳しくは裏面を参照）。

【申し込み先】 補助を受けようとする住宅が存する市町担当課（裏面参照）

【このチラシに関するお問合せ先】 長崎県土木部住宅課 TEL:095-894-3104

住まいの玉手箱

補助金申請窓口一覧（実施市町）

凡例 事業実施：○ 未実施：－

市町名	事業メニュー			事業名	窓口	電話番号
	3世代	多子世帯	職住近接 育住近接			
長崎市	○	○	－	長崎市子育て住まいづくり支援費補助金	住宅政策室	095-829-1189
佐世保市	○	○	○	佐世保市3世代同居・近居促進事業	都市政策課	0956-25-9626
島原市	○	－	－	島原市3世代ファミリー応援事業	シティプロモーション課	0957-61-1652
諫早市	○	－	－	諫早市3世代同居・近居促進事業	建築住宅課	0957-22-1500
大村市	○	－	－	大村市3世代同居・近居促進事業	建築課	0957-53-4111
平戸市	○	○	○	平戸市親子でスマイル住宅支援事業	企画財政課	0950-22-9105
松浦市	○	○	－	松浦市3世代同居・近居促進事業	都市計画課	0956-72-1111
対馬市	○	○	－	対馬市子育て応援住宅支援事業	こども未来課	0920-58-1117
壱岐市	○	○	－	壱岐市3世代同居・近居促進事業	建設課	0920-42-1112
五島市	○	－	－	五島市3世代同居・近居促進事業	こども未来課	0959-74-5831
西海市	○	○	○	西海市3世代同居・近居促進事業	住宅建築課	0959-37-0021
雲仙市	○	○	○	雲仙市子育て応援住宅支援事業	建築課	0957-38-3111
南島原市	○	○	－	南島原市子育て応援住宅支援事業	都市計画課	0957-73-6677
長与町	○	○	○	長与町子育て応援住宅支援事業	土木管理課	095-883-1111
時津町	○	○	○	時津町子育て応援住宅支援事業	都市整備課	095-882-4807
東彼杵町	○	○	－	東彼杵町子育て応援住宅支援事業	町民課	0957-46-1155
川棚町	○	○	○	川棚町子育て応援住宅支援事業	健康推進課	0956-82-3131
波佐見町	○	－	－	波佐見町3世代同居・近居促進事業	建設課	0956-85-3383
小値賀町	○	○	－	小値賀町3世代同居・近居促進事業	建設課	0959-56-3111
佐々町	○	－	－	佐々町3世代同居・近居促進事業	建設課	0956-62-2101
新上五島町	○	○	－	新上五島町子育て応援住宅支援事業	建設課	0959-53-1160

申請者が「子育て応援団体」に所属している場合は、補助額の上限が44万円となります！

（R4年度は、佐世保市、松浦市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、川棚町、波佐見町で実施しています。）

子育て応援団体とは・・・

県が認証・推奨する「Nぴか企業」と「ながさき結婚・子育て応援宣言」をした団体のことです。一覧については、ホームページで公表しています。

（右のQRコードよりご覧ください！）

＼Nぴか企業／



＼ながさき結婚・子育て応援宣言／



フラット35

補助金とセットでお得！住宅関係制度のご紹介です。ご利用ください！

住宅金融支援機構の全期間固定金利住宅ローン『フラット35』を借りられる方は、補助金とセットで一定期間金利の優遇を受けられる場合があります。

※金利の優遇を受けられるのは、住宅金融支援機構と連携を結んでいる下記市町に限ります。

【金利優遇を受けられる市町】諫早市（令和4年7月1日現在） 佐世保市、島原市、雲仙市、東彼杵町（準備中）

金利引き下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型	当初10年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%